

甲府市立大里小学校PTA会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、大里小学校PTAと称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局を大里小学校におく。

(目 的)

第3条 この会は、すべての児童を賢く健やかに育てるため、家庭と学校が理解と納得のうえに教育の責任を分け合い、互いに力を合わせていくことを目的とする。

(会 員)

第4条 この会の会員は、大里小学校児童の保護者(以下「保護者」という。)および大里小学校教職員(以下「教職員」という。)とする。

(事 業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①会員相互の親睦・理解と教養の向上に関すること。
- ②児童の幸せの増進に関すること。
- ③教育環境の整備改善に関すること。
- ④甲府市小中学校PTA連合会(以下「市P連」という。)および山梨県PTA協議会等のPTA関係組織と連携した事業。
- ⑤その他、目的の達成に必要なこと。

(役 員)

第6条 この会の運営のために次の役員をおく。

- ①本部役員
- ②専門部役員
- ③委員会役員

(本部役員)

第7条 本部役員は次の通りとし、この会の事業執行等を総括する。

- ①名誉会長
 - ②会長 1名
 - ③副会長 3名以上
 - ④幹事 若干名
- 2 名誉会長は、校長を充てることとし、この会の運営に関する指導および助言を行う。また、市P連企画調査運営委員となる。
- 3 名誉会長以外の本部役員は、保護者から選出する。
なお、会長および副会長1名は、5・6年保護者から選出する。
- ①会長は、この会を代表し、会務を統括する。また、市P連企画調査運営委員となる。
 - ②副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはこれに代わる。また、副会長と幹事は会長の委嘱する以下の担当を分担する。
 - 校内事業担当(会長補佐)
 - 市P連専門部運営委員校担当
 - 市P連母親委員会担当 (※令和5年度より「育み委員会」に改称予定)

○母と女性教職員の会担当

○通学安全委員会担当

4 幹事は名誉会長が任命するものとし、この会の庶務および会計を担当する。

5 第1項に規定する他、この会の会計を監査するため2名（保護者1、教職員1）の監事をおき、会長が委嘱する。

（専門部役員・委員会役員）

第8条 専門部役員、委員会役員については、第2章および第3章で規定する。

（役員任期等）

第9条 役員の任期は1カ年とする。ただし、再任は妨げない。

補欠役員は、前任者の残任期間とする。

（機関等）

第10条 この会に次の機関をおく。

①総会

②学校委員会

③専門部

④学級・学年委員会

⑤通学安全委員会

⑥本部役員選考委員会

（総会）

第11条 定期総会は年度当初に開催し、次について審議および決定するものとする。

①会則の改廃

②事業報告および決算

③事業計画および予算

④役員の承認

⑤その他必要事項

2 前項の規定に関わらず、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 総会は出席した会員の過半数により決議するものとする。

（学校委員会）

第12条 学校委員会は、PTA会長が招集し、次について審議および決定するものとする。

①総会提出議案の審議

②総会決定事項の処理

③専門部、委員会、市P連等との連絡調整

④緊急事項の処理

⑤その他必要事項

2 総会に次ぐ議決機関とし、出席者の過半数をもって決議する。

3 学校委員会は、本部役員、各学年委員長、副委員長、各専門部長（副部長）、名誉会長の任命する教師によって構成する。

第2章 専門部

（専門部）

第13条 この会に次の専門部をおき、以下の事業および市P連各専門部と連携した事業等を行う。

①教育研修部

研修会、講習会、講演会など研修に関わる事業。

学校の教育活動への支援や地域活動との連携など、教育振興に関する事業。

②情報活動部

PTA新聞の発行など情報活動に関する事業。

(構成員と役員)

第14条 1 各専門部は学級より選出された部員(学級委員長を除く学級委員)と顧問教師で構成する。

- 2 各専門部において、構成員の互選により、部長は高学年(4・5・6年)より1名、副部長は、低学年(1・2・3年)より1名決定する。なお、市P連担当者は、高学年(4・5・6年)より1名決定する。

第3章 委員会

(委員会)

第15条 この会に次の委員会をおく。

- ①学級・学年委員会
- ②通学安全委員会
- ③本部役員選考委員会

(学級・学年委員会)

第16条 学級・学年委員会は、当該学年の保護者と学年教師で構成し、以下の事業を行う。

- 学年、学級経営への協力
 - 学年での研究会、懇談会の開催
 - その他必要な事業
- 2 学級単位に会員の互選により選出された保護者3名が学級委員となり、3名のうち1名が学級委員長となる。他の2名は各専門部員を兼ねる。
- 3 学年委員会では学級委員長の中から学年委員長1名を選出し、他は学年副委員長となる。学年副委員長は通学安全委員会の委員を兼ねる。
- 4 学年委員会では必要に応じて学年委員会総会を開催する。学年役員会は随時開くことができるものとする。

(通学安全委員会)

第17条 通学安全委員会は、PTA副会長(通学安全委員会担当)、学年副委員長、担当教頭、顧問教師で構成し、以下の事業を行う。

- 登校指導当番表(旗振り当番表の作成)
 - 危険箇所の確認と対応
 - 問題点の把握と対応
 - 「子ども110番の家」見直しと確認
- 2 通学安全委員会では、本部役員のPTA副会長(通学安全委員会担当)が委員長となり、各学年副委員長が委員となる。

(本部役員選考委員会)

第18条 本部役員選考委員会は、新年度役員候補者の選出を目的とし、学校委員会の承認を経て発足する。また、総会における新役員の承認により解散する。

2 本委員会は、本部役員、4・5学年の学級委員長、1・2・3・6学年の学年委員長により組織される。

3 本委員会では、PTA会長が委員長となり、第4学年・第5学年委員長が副委員長となる。他の構成員は委員となる。

4 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

第4章 会計

(経費等)

第19条 この会の経費は、会費をもってあてる。会費の額、徴収方法等は毎年定期総会において決定し、事務局が会員より徴収する。

(会計年度)

第20条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(慶弔規定等)

第21条 この会の運営上必要な慶弔規定等の細則は別にこれを定める。

附 則

この会則は、

昭和61年5月12日改定し、同日より施行する。

平成4年5月8日改定し、同日より施行する。

平成5年4月23日改定し、同日より施行する。

平成6年4月28日改定し、同日より施行する。

平成8年5月29日改定し、同日より施行する。

平成9年4月30日改定し、同日より施行する。

平成10年4月30日改定し、同日より施行する。

平成23年4月22日改定し、同日より施行する。

令和2年5月12日に改訂し、同日より施行する。

令和4年4月22日に改訂し、同日より施行する。